

### 3 校則改正規程

(目的)

第1条 この規定は、生徒日常の心得、服装規定等（以下校則と称する）を改正する際の手続きについて定めることを目的とする。

(校則改正の手続き)

第2条 校則は、「自らを変革し、地域を変革し、社会を変革していく変革者を育成する」本校教育目標を実現していく過程において、生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものである。本校教育目標を具現化し、時代の変化に対応した学校運営を行う上で必要がある際は、下記の手続きを経て校則の見直しを行う。

2 生徒会は校則の改廃に関する全生徒の意見を集約するとともに、その改廃の目的の正当性、妥当性、整合性等について検討を行い、改廃について校長へ提案を行う。

3 校長は改廃の必要性が生じた際または上記提案を受けた際は校内で検討を行う。その際、必要に応じて保護者や地域等関係者の意見を聴取する。

4 校長は以上の検討を踏まえて校則の改廃について決定を行い、生徒及び関係者に周知する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。